

## □■養成所ニュースプラス第 10 号 2024□■

記録的大雨が各地を襲い、猛暑も続く今週です。今日から東京でスクーリング2が始まりました。体調に気をつけて3日間を乗り切りましょう。

今月は、「社会を明るくする運動」の強調月間・再犯防止啓発月間です。「想う、ときには足をとめ。」をキャッチフレーズに、様々な立ち直りを支援する方法を呼びかけています。

Plus Quiz は「更生保護制度」（現、刑事司法と福祉）から「生活環境調整」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

※スクーリング名については、ローマ数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第 34 回問題 148】少年院に収容中の者に対する生活環境の調整に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 仮退院決定後、速やかに開始する。
2. 裁判所の発する令状をもって開始する。
3. 調整すべき事項に借金返済のための金品の給与が含まれる。
4. 少年院の法務技官によって行われる。
5. 調整すべき事項に釈放後の就業先や通学先の確保が含まれる。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(36 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。  
概要はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327256&c=3246&d=99c7>  
受験申込手続き（予定）はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327257&c=3246&d=99c7>
- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327258&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327259&c=3246&d=99c7>

### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327260&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1327261&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第7号／改めてのスケジュール】

受験対策ミニ講座2号では、受験対策のスケジュールについてお伝えしました。先輩たちの情報やお送りした「合格応援プラン」のスケジュール表を参考に、ご自身の計画を立ててみましょうという内容でした。

仙台や大阪のスクーリングで、受験勉強を始めていますか、受験勉強のスケジュールを立てましたかと尋ねてみましたが、皆さんまだそこまで考えられていないようでした。最後のレポートが迫っている時期でもあり仕方がないことと思われました。

それでも多くの皆さんは、参考に並べたいいくつかの受験対策本を手にとって比べたり、事務局に質問をしたり、受講生同士で情報交換したり、担当の先生から大学の取組を教えてもらったりと積極的に受験対策の情報を集めていました。

5学期レポートの提出期間が終わり、一息つきたいところですが、先輩から一言「レポートが終わってほっとして、結局始めたのが11月も末。時間が足りませんでした。」

さあ、受験対策を始めましょう。まずは、ご自身の現状を知るために模擬試験を受けること、次は、10～11月に2回目の模擬試験受験を目指して知識のインプットを進めます。今年のポイントは、「基本的な問題、重要な問題は繰り返し出題される」に備えて過去問にあたること、出題基準に新たに加わった項目について知識を整理すること、この2点です。

まずはここまでの見通しで始めたらどうでしょうか。何を使って進めるか、どのくらいの時間を確保するか、そこは皆さんに考えてもらえたらと思います。次号はこの時期に役立つ先輩からのメッセージをお伝えします。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

5月に起きた担当保護司殺害事件では、保護司の安全やその責務が身分に見合っているのか等報道されました。更生を目指す方たちにとっても大きな事件になってしまったことと思います。

保護司は、保護観察所の長が推薦し、法務大臣が委嘱する常勤の国家公務員ですが、交通費等職務に必要な実費支給はあるものの給与は支給されません。保護司の任期は2年で再任は妨げません。総務省の調査では、60歳以上の方が8割以上を占め、7割以上が自宅で面接を行っていました。更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターは3.5%に留まりました。

保護司は、保護観察所の専門職である保護観察官を補い、保護観察、犯罪予防活動、民間団体の活動協力、そして、今回出題の「生活環境の調整」等を行います。生活環境の調整とは、「受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの」です。

「刑事司法と福祉」は、司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しが行われました。頻出の「更生保護制度」「医療観察制度」や更生保護の担い手に「刑事司法における近年の動向」「刑事司法」「少年司法」「犯罪被害者支援」が新たに加わりました。第2章第2節、第5章、第6章、第14章を確認しましょう。

1. ×保護観察所の長は、刑事施設や少年院の入所者が社会復帰を円滑にするために必要があると認めるときに、生活環境の調整が開始されます。なお、地方更生保護委員会により少年院からの仮退院を許可されますが、そのときに生活環境

調査の結果が重要な資料になります。

2. ×生活環境の調整は、社会復帰を円滑にするために必要があると認めるときに行われるため、裁判所の令状により開始されるわけではありません。

3. ×生活環境調整の内容は、法で「釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整」と定められています。借金返済の方法等は検討されることもあるでしょうが、金品の給与は含まれません。

4. ×保護観察所の長が行いますが、実務では保護観察所の長の指示で保護観察官や保護司が行います。

5. ○法令で釈放後の就業先や通学先の確保が含まれると定められています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus